次の一枚、誰がつくる？







残していきたい技術。
伝えていきたい伝統。
その先にあるのは、
どんな未来だろう。

市村さん「いつか、自分も誰かに伝えられるくらいの技術を身につけたい。」
中野さん「これからも紙漉きだけでなく楮も育て、和紙づくり全体を支えたい。」

和紙を残すということは、昔の姿をそのまま保存することではありません。
技術を学ぶ人がいる。原料を育てる人がいる。そして、その一枚を手に取る人がいる。
つくる人、支える人、使う人。
それぞれの「残したい」という思いが重なったとき、伝統は次の時代へとつながっていきます。
まずは、和紙を知ること。手に取ってみること。
その一枚との出会いもまた、東秩父村の和紙を未来へつなぐ一歩になるのかもしれません。

東秩父村の和紙は、今日も誰かの手から、次の一枚へ ―― 。

第３３回
重要無形文化財保持団体秀作展

令和９年秋、東秩父村の伝統文化でもある「細川紙」を伝承する細川紙技術者協会をはじめ、全国の重要無形文化財保持団体が手がけた秀作を展示します。各地で受け継がれてきた伝統技術と、貴重な作品を間近でご覧いただけます。お楽しみに！

【会期】 令和９年１１月１１日（木）～２１日（日）
【会場】 道の駅おがわまち 伝統工芸施設
（小川町大字小川１２２０－１）
【主催】 全国重要無形文化財保持団体協議会
全国重要無形文化財保持団体協議会小川・東秩父大会実行委員会
【共催】 小川町・東秩父村・
小川町教育委員会
東秩父村教育委員会
【協力】 細川紙技術者協会

※全国重要無形文化財保持団体協議会とは、国の重要無形文化財に認定された保持団体とその関係市町村が連携し、伝統技術の保存・継承と普及を図る組織です。



第 31 回秀作展（魚沼・小千谷大会）

細川紙って何だろう？

細川紙は、国内楮を原料として伝統的な方法と用具で作られ、けば立ちが生じにくく、楮の内側にある長い繊維が絡み合うことで成立する丈夫な紙です。

細川紙の技術は、昭和５３年に国の重要無形文化財に指定され、平成２６年にはユネスコ無形文化遺産にも登録されました。

また、細川紙技術者協会正会員が、伝統的な技法で漉いた和紙のみ「細川紙」の名称を用いることができます。

